

ECサイトを通じた知的財産権侵害の裁判管轄地 ～商品の受け取り地を裁判管轄地とすることができるか～

中国知的財産権訴訟判例解説（第75回）

広東馬内爾服飾有限公司、周樂倫
上訴人（一審被告）

ニューバランス貿易（中国）有限公司
被上訴人（一審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においては、被告所在地または侵害行為発生地が、知的財産権侵害訴訟の裁判管轄地となる。

ここでECサイトに登録商標を模倣した商品が販売されており、ユーザに当該商品が配送された場合、当該商品の受取地を裁判管轄とすることとできるか否かが問題となる。

本事件において一審法院は、受取地の人民法院に裁判管轄を認めたが¹、最高人民法院は、知的財産権侵害の特殊性に鑑み侵害品の受取地に裁判管轄を認めた一審判決を取り消した²。

2. 背景

(1) 事件の背景

上訴人馬内爾公司、周樂倫と、被上訴人ニューバランス公司、一審被告南京東方商城有限責任公司との不正競争紛争管轄異議案において、広州星珈公司是、2013年4月1日から2014年3月31日までの期間、南京東方商城において、専用のカウンターを設け、「ニューバランス」、及び「バランス」ブランドの男性用靴を販売した。消費者は、被疑侵害製品を購入した後、南京東方商城に対し支払いを行い、かつ、南京東方商城が発行した領収書を受領した。

一方、ニューバランス公司是、2015年インターネットを通じて周樂倫が法定代理人を務める馬内爾公司から「ニューバランス」及び「バランス」ブランドの靴を購入し、南京で商品を受け取

1 江蘇省高級人民法院判決（2015）蘇知民初字第00001号

2 2017年7月19日最高人民法院判決（2016）最高法民轄終107号